

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成 23 年度第 2 回高松市中央卸売市場開設運営協議会
開催日時	平成 24 年 2 月 24 日(金)午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分
開催場所	高松市中央卸売市場 5 階 大ホール
議 題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 市場経営の方向の検討について (3) 施設整備について (4) 開かれた市場づくりの推進について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	川田委員，釜野委員，原委員，横峰委員，橋田委員，伊勢島委員 欠席 4 名
傍 聴 者	1 人 (定員 6 人)
担当課および連絡先	中央卸売市場業務課管理係 862-3411

審議経過および審議結果

議題 1 会長・副会長の選任について

会長に川田和秀氏，副会長に釜野利治氏が選出された。

議題 2 市場経営の方向の検討について

平成 23 年度高松市中央卸売市場の経営の方向性に関する検討・調査業報告について委託業者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社および事務局より説明したのち，質疑応答がなされた。

議題 3 施設整備について

本年度の本市市場の施設整備の実施状況および次年度以降の整備方針について事務局より説明した。

議題 4 開かれた市場づくりの推進について

本年度の特別開放などイベントやPR事業について，事務局より説明したのち，質疑応答がなされた。

主な審議内容

議題1 会長・副会長の選任について

(委員)

「高松市中央卸売市場の活性化に関するマスタープラン」に記載された事項の実行期間であること、継続性がある議論をしていること、そして全委員が留任であることから、会長には前会長の川田和秀氏、副会長には前副会長の釜野利治氏に引き続きお願いしてはどうかと思われる。

(一同)

承認

(川田会長)

(就任挨拶)

市場経営は大変な時期にさしかかっている。中央卸売市場は市民の生活に大切な役目を持っている施設であることから、少しでも市民に役立てる協議をしていきたいので、委員皆様の御協力をお願いしたい。

議題2 市場経営の方向の検討について

(委員)

市民にとっては、地方卸売市場化のほうが、規制緩和ができてよいのではと考えるが、地方卸売市場になった場合、消費者も直接市場で買い物ができるのか。

(事務局)

地方卸売市場になっても、一般市民は市場に入ることはできないという部分は変わらないが、他市場では多少弾力性のある対応をしているところもある。

(委員)

中央卸売市場か地方卸売市場かという議論はどこ市場でも検討されているが、中央卸売市場のままでさらなる規制緩和は可能なのか。

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

中央卸売市場のままでの弾力化は、許認可の関係から機動性は弱い。逆に、農林水産省の再編基準(*)に抵触したことにより強制的に地方卸売市場へ転換しなければならない場合の負のインパクトのほうが大きい。

(委員)

いくら規制を緩和しても、中央卸売市場を維持できる間は、中央卸売市場の形態は維持していくだろう。中央卸売市場ということで、逆に規制に守られている部分も多いのではないか？

(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

事例調査では、中央卸売市場であっても、法規制の限界のところで流通の多様化を図っている市場も多かった。むしろ、地方化については、取引が多様化する中で、取引の現状に規制をあわす目的で地方化するケースが多い。もちろん、一方で農林水産省が示す卸売市場再編基準に抵触したために転換するケースもある。

(委員)

荷物を委託する出荷者として、出荷する先を選択する際に「中央卸売市場」であるか否かというのは大きな判断材料である。それは許認可の関係から国の許可を受けた市場であるという理由が大きい(資料2 P.3 参照)。公設というのは公的な管理機能が働くため、それが出荷する側の安心につながっている。「中央卸売市場」でも「地方卸売市場」でも同じであるが、外部組織による管理体制は出荷者として大きなメリットである。

次に、何をするために地方卸売市場へ転換するのかを考えないといけない。青果・水産物・花き部のそれぞれの部門で、地方化、中央の維持と、目標とするイメージは違うが、どのような最終目標を持っているのか。留まる狙い、転換する狙いが明確ではない。それを明確にしておかないと地方卸売市場へ転換するかどうかの判断がしにくい。

最後に、規制緩和はされているが、規制が現実に合わないのであれば、規制を変えていかないといけない。現状に即した条例改正が必要ではないか。

(委員)

資料2のP.4「四国への出荷は輸送費が嵩むため生産者に不利」という表現はどういう意味か？

(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

運送料は結果的に生産者負担となるので、生産者は運送料のかからない市場へ出荷するほうが有利であるため、輸送費がかからない市場を選ぶようになる。

今は輸送費がかかっても、中央卸売市場という信用力により集荷を維持できていることから、中央の「看板」は大事だという意味である。四国という土地の地理的特性である。

(委員)

消費者としては「安心」をいただけることが大事であり、消費者として市場経由の物は安全と考えている。地方卸売市場に転換すれば、公的な関わりが少なくなり、消費者に分からないところで「安心」が担保されない不安を感じた。

消費者が求める「地産地消」や「トレサビリティ」などは、中央卸売市場と地方卸売市場で変わるかもしれない。

(委員)

「中央卸売市場に留まる」という表現が非常に後ろ向きであるので、表現を改めていただきたい。

(会長)

資料2のP.8～9について、「地方化に関する問題」と「今後の市場の解決すべき問題」との2つのテーマが混在している。明確に表現して欲しい。

(事務局)

了解

(会長)

地方卸売市場へ転換するにしろ、中央卸売市場を維持するにしろ、今の状況からプラスへ向かうための議論である。地方卸売市場化はハードルの高い作業であるが、資料2 P.4 に列記された項目は、今後の市場流通を活性化させるためのハードルであり、これを乗り越えることが市場の活性化である。

(会長)

市の立場をうかがいたい。

(市場長)

地方卸売市場への転換に関する取組については、資料の中でテーマを設定して検討していきたい。「狙い」を明確にしていきたい。今後、各部との協議は人数を絞って議論することで、課題をクリアしたい。

議論ばかりでもいけないので、地方化するのか、中央を維持するのか結論を出したい。結論が出た時点で早急に意思表示したい。

指定管理者制度についても、受皿の必要性が第一の検討課題である。

(会長)

新年度の方向性であるが、必要な会議において活性化の原動力となるチームを作って、今年度の資料を基に具体的に検討して欲しい。指定管理者制度は行政としてメリットは多いが、現場のメリットが見えてこない。

(市場長)

全国の事例をみても、地方卸売市場に転換して指定管理者制度を導入している市場がほとんどである。

高松市中央卸売市場としても、地方卸売市場への転換と指定管理者制度の導入を想定しているが、現状は想定どおりにはいかない。

また、公設市場である以上は施設の整備や維持は行政で責任を持って管理する。

議題3 施設整備について

(事務局)

本年度の本市市場の施設整備の実施状況および次年度以降の整備方針について説明した。

(委員からの意見等はなし)

議題4 開かれた市場づくりの推進について

(会長)

果物離れを解消する行事をしてはどうか。

(委員)

リピーターの確保など、高松市中央卸売市場のファンを増やして欲しい。

*再編基準:

農林水産省の卸売市場整備基本方針において、既存の中央卸売市場については、所定の4指標(取扱数量の減少率や卸売業者の経営状態等)のうち、3以上の指標に該当すれば、中央卸売市場の再編(地方化、統廃合等)に取り組むものとされている。

なお、現在、高松市中央卸売市場は、いずれの部門もこの基準には抵触していない。